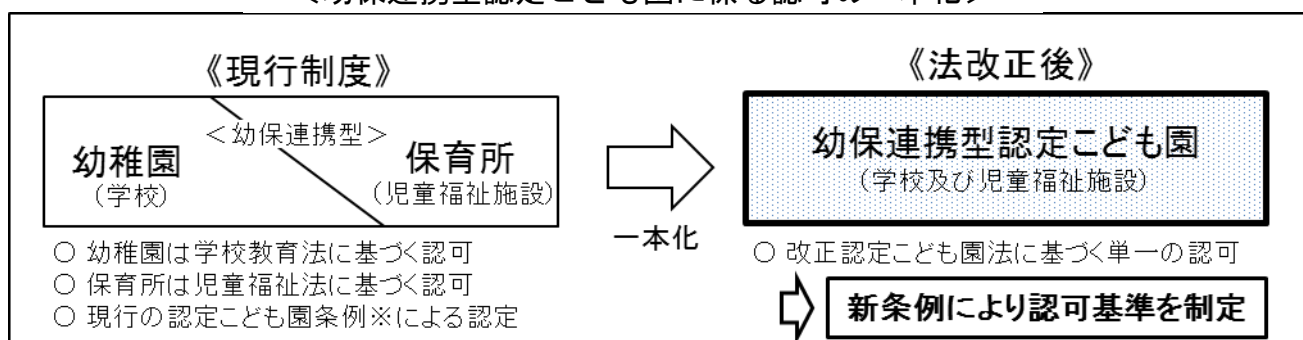


# 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 を定める条例（概要）

## 1 制定の趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正により、従来の幼保連携型の認可を一本化し、単一の施設である「幼保連携型認定こども園」が創設された。
- このため、その設備及び運営に関する基準を条例で定めるもの。（改正認定こども園法 13 条 1 項）

### <幼保連携型認定こども園に係る認可の一本化>



※就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例

## 2 条例の概要

条例の内容は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」等の規定をもとに、下記のとおりとする。

区分	内容		理由
	国基準等	条例	
学級編制基準	・1 学級 <u>35 人</u> 以下	・1 学級 <u>30 人</u> 以下	現行の認定こども園条例と同基準
食事	・自園調理（ <u>保育を必要とする園児に限る</u> ）	・自園調理（ <u>全園児</u> ）	現行の認定こども園条例と同基準
非常災害対策	・計画の策定 ・訓練の実施 など	・計画の策定と <u>見直し</u> ・訓練の実施（ <u>月 1 回</u> ） など	現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」と同基準
上記以外	・職員配置（0 歳児 3:1 等） ・資格（幼稚園教諭と保育士資格の併有） など	・国基準どおり	

※1 学級の人数等詳細な基準は、条例施行規則において規定する。

## 3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日